

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第67号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（11） 略</p> <p>（12） <u>課内室長等</u> 組織規則第6条の表内部組織の欄に掲げる情報システム管理室、草の根自治支援室、公益法人・団体指導室、県史編さん室、営繕室、給与管理室、行政情報管理室、市町村税制支援室、企画総務室、地域生活支援室、地域医療推進室、地球温暖化対策室、環境産業育成室、<u>企画調査室</u>、産学金官連携室、<u>産業立地政策チーム</u>、<u>企業誘致推進チーム</u>、<u>新事業開拓チーム</u>、<u>雇用・人材確保チーム</u>、障害者就業支援室、企画調整室、地域農業基盤室、林業・林産振興室、水産振興室、用地室及び高速道路推進室の長をいう。</p> <p>（13）～（17） 略</p> <p>（専決事項）</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第1項から第4項までの規定にかかわらず、課長は、別表第1から別表第4までに掲げる事項（課長に係るものに限る。）のうち特に必要があると認める事項について、<u>課内室長等</u>に専決させることができる。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（11） 略</p> <p>（12） <u>課内室長</u> 組織規則第6条の表内部組織の欄に掲げる情報システム管理室、草の根自治支援室、公益法人・団体指導室、県史編さん室、営繕室、給与管理室、行政情報管理室、市町村税制支援室、<u>分権自治推進室</u>、企画総務室、地域生活支援室、地域医療推進室、地球温暖化対策室、環境産業育成室、<u>企画推進室</u>、産学金官連携室、<u>雇用政策室</u>、障害者就業支援室、企画調整室、地域農業基盤室、林業・林産振興室、水産振興室、用地室及び高速道路推進室の長をいう。</p> <p>（13）～（17） 略</p> <p>（専決事項）</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第1項から第4項までの規定にかかわらず、課長は、別表第1から別表第4までに掲げる事項（課長に係るものに限る。）のうち特に必要があると認める事項について、<u>課内室長</u>に専決させることができる。</p>

7～10 略

別表第2（第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第1条関係）

個別職員に係る事務処理権限

所属名	事 項 種 類 内 容		事務処理権限の区分						地方機関の長の名称
			専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者			
			知事	部長	課長	部長	課長	部長	
略									
協働連携推進課	一 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証							総合事務所長
		2 同法第10条第2項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用される場合を含む。）の規定による認証の申請に係る公告							総合事務所長
		3 同法第25条第3項の規定による定款の変更の認証							総合事務所長
		4 同法第31条第2項の規定による特定非営利活動法人の解散の認証							総合事務所長
		5 同法第32条第2項の規定による残余財産の譲渡の認証							総合事務所長
		6 同法第34条第3項の規定による特定非営利活動法人の合併の認証							総合事務所長
		7 同法第41条第1項の規定による業務若しくは財産の状況に関する報告の徴収又は立入検査の実施							総合事務所長
		8 同法第42条の規定による特定非営利活動法人に対する改善命令							総合事務所長
		9 同法第43条第1項及び第2項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の取消し							総合事務所長

分権 一一一 略

自治体推進課	十二 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）に基づく知事の権限に属する事務	1 略								
		2 同令第33条の規定により準用する地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和30年政令第333号）第15条の規定による地方公営企業法又は同令に基づいて総務大臣に提出すべき書類の受理並びに当該書類及びその意見の総務大臣への提出								

7～10 略

別表第2（第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第1条関係）

個別職員に係る事務処理権限

所属名	事 項 種 類 内 容		事務処理権限の区分						地方機関の長の名称	
			専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者				
			知事	部長	課長	部長	課長	部長		
略										
地域自立戦略課	十二 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）に基づく知事の権限に属する事務	1 略								
		2 同令第33条の規定により準用する地方財政再建促進特別措置法施行令第15条の規定による地方公営企業法又は同令に基づいて総務大臣に提出すべき書類の受理並びに当該書類及びその意見の総務大臣への提出								

地域 一一一 略

地域自立戦略課	十二 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）に基づく知事の権限に属する事務	1 略								
		2 同令第33条の規定により準用する地方財政再建促進特別措置法施行令第15条の規定による地方公営企業法又は同令に基づいて総務大臣に提出すべき書類の受理並びに当該書類及びその意見の総務大臣への提出								

3及び4 略									
十三 地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）に基づく知事の権限に属する事務	1 地方財政再建促進特別措置法施行令第13条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた同法第22条第3項において準用し、同項の規定により読み替える同法第3条第5項前段の規定及び同法第22条第4項において準用し、同項の規定により読み替える同法第3条第1項の規定による準用財政再建団体の財政再建計画の変更の同意								
2及び3 略									
十四-十七 略									
略									
産業開									

3及び4 略									
十三 地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）に基づく知事の権限に属する事務	1 地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和30年政令第333号）第3条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた同法第22条第3項において準用し、同項の規定により読み替える同法第3条第5項前段の規定及び同法第22条第4項において準用し、同項の規定により読み替える同法第3条第1項の規定による準用財政再建団体の財政再建計画の変更の同意								
2及び3 略									
十四-十七 略									
十八 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証								総合事務所長
	2 同法第10条第2項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用される場合を含む。）の規定による認証の申請に係る公告								総合事務所長
	3 同法第25条第3項の規定による定款の変更の認証								総合事務所長
	4 同法第31条第2項の規定による特定非営利活動法人の解散の認定								総合事務所長
	5 同法第32条第2項の規定による残余財産の譲渡の認証								総合事務所長
	6 同法第34条第3項の規定による特定非営利活動法人の合併の認証								総合事務所長
	7 同法第41条第1項の規定による業務若しくは財産の状況に関する報告の徴収又は立入検査の実施								総合事務所長
	8 同法第42条の規定による特定非営利活動法人に対する改題命令								総合事務所長
	9 同法第43条第1項及び第2項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の取消し								総合事務所長
略									
産業開	一 特定産業集積の活性化に関する	1 同法第5条第1項の規定による基盤的付加価値産業集積							

		1 略									
		2 略									
		3 略									
		二 略									
産業振興戦略室	一 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（平成17年政令第298号）第6条の規定により知事の権限に属するものとさせていただきます流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）に基づ	1 同法第4条第1項の規定による総合効率化計画の認定									
		2 同法第5条第1項の規定による総合効率化計画の変更の認定									
		3 同法第5条第2項の規定による総合効率化計画の認定の取消し									
		4 同法第7条第1項の規定による特定流通業務施設の確認									

		3 同法第10条第3項において準用する同法第9条第3項の規定による承認経営革新計画の変更の承認									
		4 同法第10条第2項の規定による承認経営革新計画の取消し									
		5 略									
		6 略									
		7 略									
三 地方自治法施行規則（昭和22年省令第29号）に基づく知事の権限に属する事務		1 同規則第12条の3の2第1項の規定による新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者（以下「新事業開拓事業者」という。）の認定									
		2 同規則第12条の3の2第3項の規定による変更後の実施計画の確認									
		3 同規則第12条の3の2第4項の規定による新事業開拓事業者の取り消し									
		四 略									
五 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（平成17年政令第298号）第6条の規定により知事の権限に属するものとさせていただきます流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）に基づ		1 同法第4条第1項の規定による総合効率化計画の認定									
		2 同法第5条第1項の規定による総合効率化計画の変更の認定									
		3 同法第5条第2項の規定による総合効率化計画の認定の取消し									
		4 同法第7条第1項の規定による特定流通業務施設の確認									
		5 同法第21条の規定による報告の徴収									
企業立地課											

	町村長への通知																
16	同法第16条第3項の規定による事業高度化計画の承認																
17	同法第16条第4項の規定による事業高度化計画の承認に係る関係市町村長への通知																
18	同法第17条第2項の規定による事業高度化計画の承認の取消し																
19	同法第17条第3項において準用する同法第16条第3項の規定による事業高度化計画の変更の承認																
20	同法第17条第3項において準用する同法第16条第4項の規定による事業高度化計画の変更承認に係る関係市町村長への通知																
21	同法第23条の規定による企業立地計画及び事業高度化計画の実施状況の報告の徴収																

三 略

四 略

五 略

六 中小企業による地域産業等原を 活用した事業 進捗の促進に 関する法律（平成 19年法律第39号）に基 づく知事の権限に属す る事務	1	同法第4条第1項の規定による基本構想の作成															
	2	同法第4条第1項の規定による基本構想の主務大臣への認定の申請															
	3	同法第4条第5項の規定による基本構想の公表															
	4	同法第5条第1項の規定による基本構想の変更															
	5	同法第5条第1項の規定による基本構想の変更に係る主務大臣への認定の申請															
	6	同法第5条第3項において準用する同法第4条第5項の規定による基本構想の変更の公表															
	7	同法第6条第2項の規定による地域産業等活用事業計画の検討及び主務大臣への送付															
	8	同法第7条第3項において準用する同法第6条第2項の規定による地															

二 略

二 略

三 略

		域産資源活用事業計画の計画変更の検討及び主務大臣への送付																
七 中小企業 の新たな事業 種別の促進に 関する法律に 基づく知事の権 限に属する事 務	1	同法第8条第1項の規定による個人の新規中小企業者に係る事業開始後5年を経過していないこととの認定																
	2	同法第9条第3項の規定による経営革新計画の承認																
	3	同法第10条第3項において準用する同法第9条第3項の規定による承認経営革新計画の変更の承認																
	4	同法第10条第2項の規定による承認経営革新計画の取消し																
八 地方自治 法施行規則 (昭和42年省令第29号) に基づく知事の権 限に属する事 務	1	同規則第12条の3の2第1項の規定による新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者(以下「新事業開拓事業者」という。)の認定																
	2	同規則第12条の3の2第3項の規定による変更後の実施計画の承認																
	3	同規則第12条の3の2第4項の規定による新事業開拓事業者の取消し																
九 略																		
略																		
四 略																		
略																		

附 則

この規則は、平成19年7月5日から施行する。